

(平成21年6月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 9 月まで

申立期間については、両親と一緒に納税組合の人を通じて毎月国民年金保険料を納付したものだと思っている。

私は、国民年金保険料の納付書が送付されれば未納のまま放置するということが絶対に好まない性格であるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を両親と一緒に納税組合を通じて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 11 月以降に払い出されていると推認でき、申立期間当時は国民年金の未加入期間であることから、納税組合が申立人の保険料を集金することはできなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を一括で納付した記憶は無く、毎月納付していたと主張しているが、社会保険事務所の特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は申立期間前後の期間について、過年度納付や特例納付など保険料の一括納付を合計 6 回行っていることが確認でき、申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から同年6月まで

申立期間当時、居住していたA町から国民健康保険税と思われる16万円ぐらいの請求書を受け取ったが、金額が高いと思いながらもそのまま納付した。最近、「ねんきん特別便」が送付されて、申立期間が未納であることを知った。申立期間の国民年金保険料が当時支払った16万円の中に含まれていたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の昭和59年4月の厚生年金保険から国民年金への切替え及び59年7月の国民年金から厚生年金保険への切替えに係る記録は平成14年5月10日に追加処理されていることが確認できることから、申立期間については、当時、国民年金の未加入期間であったと推認され、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、当時居住していたA町から送付された国民健康保険税と思われる請求書どおりの金額を納付し、その中に国民年金保険料が含まれていたと主張しているが、当該請求書の記載内容や申立期間に係る国民年金保険料の納付状況が曖昧である上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無いことから、申立人の主張には不自然な点が見られる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社の販売部門を独立させてB社を設立し、後に代表取締役就任した。同社において、失業保険は昭和 58 年 4 月 1 日から保険料を控除されているのに、厚生年金保険の記録が同年 11 月 1 日からとなっているのは納得できない。

昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 4 月 30 日までの事業年度分の確定申告書に、4 月分の給料預かりの社会保険料が記載されているので、申立期間が厚生年金保険被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、同僚の証言及び申立人が提出したB社に係る確定申告書の写しから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、B社は昭和 58 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社の厚生年金保険の新規適用以前における従業員数は5人未満であったと推認できることから、申立期間において同社は、厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、申立人と同時期にA社からB社に異動した同僚に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票には「健任継」と記載されており、このことは同僚が昭和 58 年 4 月 1 日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後に健康保険の任意継続加入手続を行った際に記載されたものと確認できることから、同社は申立期間においては、厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が提出したB社に係る確定申告書の写しからは、申立人が同社において、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 58 年 3 月末で A 社を退職し、同年 4 月 1 日から同族会社である B 社に株主として出資し、社員として勤務していたが、同社での厚生年金保険の記録が同年 11 月 1 日からとなっているのは納得できない。申立期間の一部の給与明細書もあるので、申立期間が厚生年金保険被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 58 年 6 月分の給与明細書、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間に B 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が提出した給与明細書では、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることは確認できるが、社会保険庁の記録によると、B 社は昭和 58 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、同僚の証言から判断すると、同社の厚生年金保険の新規適用以前における従業員数は 5 人未満であったと推認できることから、申立期間において同社は厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられる。なお、同社の社長及び申立人の同僚も同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

さらに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には「健任継」と記載されており、昭和 58 年 4 月 1 日に同社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後に健康保険の任意継続の手続が行われたことが確認できる。

加えて、申立人が提出した給与明細書には、「**健** 1 万 6, 150 円」と記載さ

れているが、当該金額は、申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失後、健康保険任意継続被保険者となった際の健康保険料と一致することから、同社を退職後に他の事業所において健康保険制度の資格を取得していないことが確認でき、同様に厚生年金保険の資格を取得していないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 30 日から 48 年 9 月 1 日まで
昭和 45 年にA社に入社し、48 年 8 月ごろまで勤務したが、厚生年金保険被保険者としての記録は 46 年 11 月 30 日までとなっている。
入社から退職時まで業務内容も変わっておらず、厚生年金保険の保険料も給与から控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年から 48 年 8 月 31 日までA社に勤務していたと主張しているが、申立人は、47 年 4 月 1 日にB町で国民年金に加入し、国民年金保険料の納付が確認できるため、同時期には同町に居住していたことが推認される。また、雇用保険の記録から、48 年 4 月 1 日には同町のC事業所に勤務していたことが確認できるなど、同年 8 月 31 日までA社に勤務していたとする申立内容には不自然な点がみられる。

さらに、申立人はA社における同僚を記憶していない上、申立人が勤務していたと主張する時期に同社で勤務していたことが確認できる同社の元従業員からは、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況に関する証言を得ることができない。

加えて、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。